平成２２年（フ）第１２６２号
札幌市東区東苗穂８条２丁目13番20号　カーメルハウス東苗穂103号、住民票上の住所札幌市東区東雁来９条１丁目９番20号　レントウォームＢ棟202号
債務者　後藤　直行
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６０号
さいたま市中央区本町東３丁目３番15号　アーバングリーン岩崎Ｂ棟201号
債務者　海津　　強
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷776番地21
債務者　寺田　　亨
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０４号
横浜市旭区川島町1617番地３
債務者　今村　龍太
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　義貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６１７号
札幌市西区西野７条１丁目３番10号
債務者　藤田　文博
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２６号
北海道千歳市北斗４丁目９番18号
債務者　加賀谷孝伸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６４号
さいたま市浦和区岸町２丁目３番11号
債務者　雨宮　延雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６５号
さいたま市浦和区岸町２丁目３番11号
債務者　雨宮　友子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４３号
横浜市都筑区東山田２丁目17番10号
債務者　樋渡　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
三重県松阪市大口町408番地１
債務者　栗原　健二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２９６号
大阪府豊中市三和町３丁目９番16号
債務者　伊原和夫こと　尹　　和夫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３号
長崎県長崎市千歳町８番17号
債務者　岡部　京子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
長崎県長崎市上小島２丁目12番31号　コーポグレースⅡ102
債務者　井手　基子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷393番地３　角アパート102、旧住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷801番地８
債務者　千葉　梨奈
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
長崎県長崎市星取２丁目２番55―202号
債務者　長松由香利
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
長崎県長崎市新戸町１丁目４番１号
債務者　嶋根富美子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
長崎県長崎市小江原２丁目15番７―404号
債務者　西光寺卓也
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係